（様式１）

令和　　年　　月　　日

尼崎市長　　あて

所在地

事業所名

代表表名

**企画提案競技応募申請書**

尼崎市が発注する次の業務委託に係る企画提案競技に参加を申し込みます。

なお、尼崎市非強制徴収債権回収業務委託プロポーザル募集要項「２　応募資格等」に記載されている参加資格をすべて満たすとともに、本申込書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

**【業務名】**

**尼崎市非強制徴収債権回収業務**

**【連絡先等】**所在地

担当部署名

担当者名（職・氏名）

電話番号

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ

（様式２）

**企画提案書**

**【業務名】**

**尼崎市非強制徴収債権回収業務**

みだしのことについて、尼崎市非強制徴収債権回収業務委託プロポーザル募集要項「２　応募資格等」に記載されている参加要件をすべて満たし、提出書類の内容について、事実と相違ないことを誓約し、当業務の企画を提案します。

令和　　年　　月　　日

尼崎市長　　あて

所在地

事業所名

代表者名

１　参加要件確認等のための添付書類

（１）企業名・代表者の職名及び氏名・所在地・設立年月日・収支・従業員数・業務内容などの会社概要が記載されている資料

（２）弁護士または弁護士法人であることが確認できる書類

（３）企画提案書及びその内容の参考となる書類等

以　上

２　連絡先等 所在地

担当部署名

担当者名（職・氏名）

電話番号

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ

（様式３）

令和　　年　　月　　日

**企画提案競技応募辞退申請書**

**【**尼崎市非強制徴収債権回収業務**】**

尼崎市長　　あて

所在地

事業所名

代表者名

「尼崎市非強制徴収債権回収業務」に係る企画提案競技について、応募書類を提出しましたが、都合により辞退します。

１　辞退理由

２　連絡先等

所在地

担当部署名

担当者名（職・氏名）

電話番号

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ

（様式４）

「尼崎市非強制徴収債権回収業務」

共同事業体構成員名簿

共同事業体名：

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 共同事業体構成員  氏名又は名称 | 所属弁護士会・弁護士事務所 |
| 事業所等の所在地 |
| 電話番号／メールアドレス |
| 1 |  |  |
|  |
|  |
| 2 |  |  |
|  |
|  |
| 3 |  |  |
|  |
|  |
| 4 |  |  |
|  |
|  |
| 5 |  |  |
|  |
|  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 共同事業体構成員  氏名又は名称 | 所属弁護士会・弁護士事務所 |
| 事業所等の所在地 |
| 電話番号／メールアドレス |
| 6 |  |  |
|  |
|  |
| 7 |  |  |
|  |
|  |
| 8 |  |  |
|  |
|  |
| 9 |  |  |
|  |
|  |
| 10 |  |  |
|  |
|  |

記入に当たっての注意事項

(1) 代表者となる構成員については、１の欄に記入すること。

(2) 共同事業体の構成員が１０事業者以上の場合は適宜、表に行を挿入して、

行間を狭めること。

（様式５）

「尼崎市非強制徴収債権回収業務」共同事業体協定書

（目的）

第1条　当事業体は、尼崎市（以下「発注者」という。）が発注する尼崎市非強制徴収債権回収業務（以下「本業務」という。）を共同連帯して受託することを目的とする。

（名称）

第2条　当事業体は、　　　　　　　　　　　　　　　と称する。

（事務所の所在地）

第3条　当事業体は、事務所を　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条　当事業体は、　　　　年　　月　　日に成立し、本業務の委託契約が終了した日から６か月を経過するまでの間は解散することができない。ただし、構成員全員の同意を得た場合は、解散することができる。

2　前項の存続期間は、構成員全員の同意を得た場合は、延長することができる。

3　第1項の規定にかかわらず、当事業体は、本業務を発注者と契約できなかった場合は、発注者が他の事業者と本業務に係る契約を締結した日に解散する。

（構成員）

第5条　当事業体の構成員は次のとおりとする

1　 氏名又は名称

2　 氏名又は名称

3　 氏名又は名称

4　 氏名又は名称

5　 氏名又は名称

6　 氏名又は名称

7　 氏名又は名称

8　 氏名又は名称

9　 氏名又は名称

10　氏名又は名称

（代表者）

第6条　当事業体は、　　　　　　　　　　　　　　　を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条　当事業体の代表者（以下「代表者」という。）は、本業務の受託に関し、当事業体を代表して、次の権限を有するものとする。

(1) 発注者及び関係官公庁等と折衝する権限

(2) 代表者の名義によるプロポーザルの参加表明、企画提案書の提出、契約の締結及び委託料の請求並びに受領に関する権限

(3) 当事業体に属する財産を管理する権限

(4) その他本業務に関して必要となる一切の事項を執行する権限

（運営委員会）

第8条　当事業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の遂行にあたるものとする。

（業務分担）

第9条　各構成員の業務の分担は、別に定める。

2　前項に規定する業務の分担については、運営委員会で定める。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、本業務の履行及び本業務の実施に伴う当事業体が負担すべき債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第11条　構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議し、解決するものとする。

3　前2項に規定する責任について協議が調わない時は、運営委員会の決定に従うものとする。

4　前3項の規定は、いかなる意味においても前条に規定する当事業体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第12条　本協定書に基づく権利義務は、第三者に譲渡することはできないものとする。

（構成員の増員）

第13条　当事業体は、本業務の遂行に必要であると認める場合は、構成員全員の同意及び発注者の承認により、構成員を増員することができる。

（業務履行途中における構成員の脱退に対する措置）

第14条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当事業体が本業務を履行する日までは脱退することができない。

2　構成員のうち本業務の履行中において前項の規定により脱退した者がある場合は、当該構成員を除く当事業体の構成員（前条の規定により増員した構成員を含む。以下「残存構成員」という。）が発注者の指示に従い本業務を履行する。

（業務履行途中における構成員の破産又は懲戒処分に対する措置）

第15条　構成員が本業務の履行中において破産し、又は弁護士法（昭和24年法律第205号）第57条第1項第2号から第4号まで又は同条第2項第2号から第4号までに掲げる事由により懲戒処分を受けた場合は、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を履行する。

2　前項の場合においては、第11条第2項及び第3項の規定を準用する。

（代表者の変更）

第16条　代表者が、脱退、破産又は懲戒処分により当事業体の構成員でなくなった場合は、残存構成員のうちから代表者を選出し、発注者の承認を受けなければならない。

（解散後の瑕疵担保責任）

第17条　当事業体が解散した後においても、本業務について瑕疵があったときは、各構成員は、共同連帯して責任を負うものとする。

（協定書に定めのない事項）

第18条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定める。

　　　　　　　　　　ほか　 者は、上記のとおり共同事業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 　通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

令和　　年　　月　　日

事業所等の所在地

氏名又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　 印

事業所等の所在地

氏名又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　 印

事業所等の所在地

氏名又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　 印

事業所等の所在地

氏名又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　 印

事業所等の所在地

氏名又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　 印

事業所等の所在地

氏名又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　 印

事業所等の所在地

氏名又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　 印

事業所等の所在地

氏名又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　 印

事業所等の所在地

氏名又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　 印

事業所等の所在地

氏名又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　 印